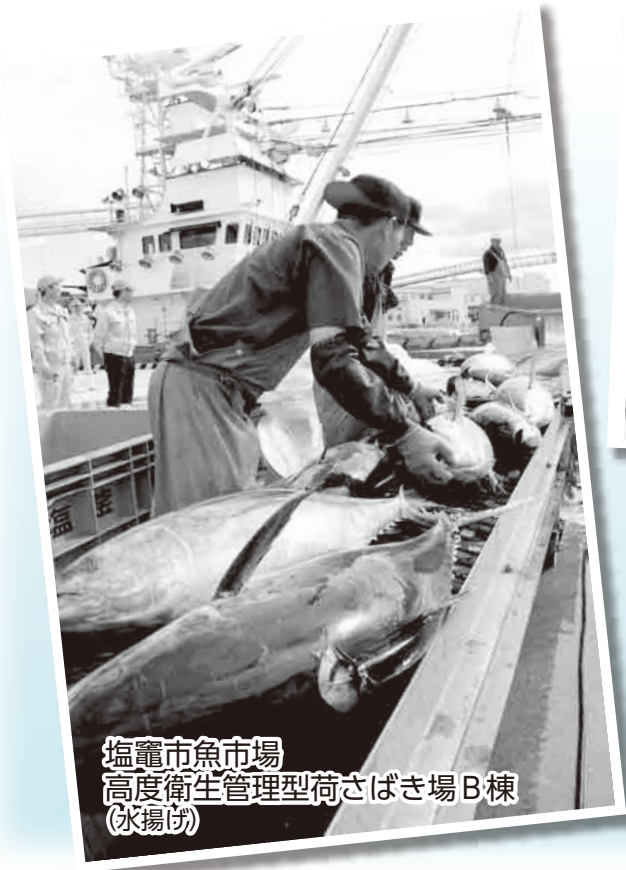


塩竈市議会だより

平成27年 6月定例会号

● 議案審議の概要	P 2
● 常任委員長報告、 特別委員会中間報告	P 3
● 討論、意見書	P 4
● 市政に対する一般質問	P 5~9
● 100条委員会調査報告	P 10~11
● 議案等賛否一覧表、請願等	P 12

編集発行 宮城県塩竈市議会報編集委員会 tel 022(355)6793 Aug.2015 (平成27年8月)
ホームページアドレス <http://www.city.shiogama.miyagi.jp/shise/shiogamashi/index.html>



塩竈市魚市場
高度衛生管理型荷さばき場B棟
(氷揚げ)



定例会のあらまし

平成27年6月定例会は、6月12日から26日までの15日間の会期で開催されました。初日の本会議では、請願1件が所管の常任委員会に付託され、その後、市長より提出議案の説明を受け、総括質疑後、所管の常任委員会にそれぞれ付託されました。また、議員提出議案1件が所管の常任委員会に付託されました。

休会日には東日本大震災復旧・復興調査特別委員会等が計5日間開催され、100条調査権が付与された4つの付議事件に係る証人喚問等の調査を行いました。各常任委員会は3日間開催され、付託された議案の審査を行いました。

本会議2日目と3日目は、8名の議員が市政に対する一般質問を行い、市当局の見解をたどりました。

最終日には、各常任委員長から審査結果の報告を受け、議案13件を可決し、請願2件のうち1件を採択し、1件を不採択とした後、議員提出議案3件を即日審議の上、原案のとおり可決しました。また、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会中間報告を行い、閉会しました。(議案の審議結果は12ページ)

定例会会議日程

本会議	6月12日	会期の決定、諸般の報告、請願付託、議案説明、総括質疑、議案付託、議員提出議案付託、農業委員会委員の推薦、議長辞職勧告動議の審議・採決
	6月15日	東日本大震災復旧・復興調査特別委員会
	6月16日	東日本大震災復旧・復興調査特別委員会
委員会	6月17日	東日本大震災復旧・復興調査特別委員会 廃棄物処理業務等に関する小委員会
	6月18日	総務教育常任委員会
	6月19日	民生常任委員会
	6月22日	産業建設常任委員会
	6月23日	東日本大震災復旧・復興調査特別委員会 廃棄物処理業務等に関する小委員会
	6月24日	東日本大震災復旧・復興調査特別委員会
本会議	6月23日	市政に対する一般質問
	6月24日	市政に対する一般質問
委員会	6月25日	議会運営委員会
	本会議	6月26日

補正予算29億7507万円可決

6月定例会の一般会計・特別会計補正予算額は、29億7507万1千円で、補正後の予算総額は、743億6957万1千円となりました。

一般会計に係る補正予算は、19億3051万1千円を追加計上し、総額は485億4051万1千円となりました。

主なものとしては、東日本大震災復興交付金積立金として6億3328万3千円、重点分野雇用創造就業3950万円、市営住宅改修事業2500万円、埋蔵文化財発掘調査事業4917万2千円及び漁港施設災害復旧費6600万円が予算化されました。

債務負担行為は、漁港施設災害復旧事業18億6010万7千円が追加されました。

地方債は防災対策事業債990万円が追加され、公営住宅整備事業が2億3580万円に変更されました。

特別会計に係る補正予算は、下水道事業特別会計において、藤倉二丁目地区下水道整備事業費2億円、越の浦地区下水

道整備事業5億1456万円及び北浜地区区画整理関連下水道事業費3億3000万円の総額10億4456万円が追加計上され、補正後の予算総額は98億7956万円となりました。

債務負担行為については、藤倉・北浜地区下水道事業6億7429万円、越の浦地区下水道事業22億3974万円がそれぞれ追加されました。地方債については公営企業復興交付金事業の限度額が6



浦戸ステイ・ステーション (桂島)



浦戸ステイ・ステーション (寒風沢)

560万円に変更されました。条例については、東日本大震災の被災者に対して昨年同様市税を減免する「東日本大震災による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例」など4条例が改正されました。

また浦戸地区に新たに漁業従事者等の招致育成及び市民の交流活動の促進と浦戸地区の振興を図る「塩竈市浦戸ステイ・ステーション条例」及び地方自治法等の規定により出頭した証人等に対する費用弁償を定めた「塩竈市証人等の実費弁償に関する条例」が上程され、可決成立しました。

議長辞職勧告動議

志子田吉晃議員から定例会冒頭、佐藤議長の辞職勧告動議が提出され、趣旨説明の後、採決が行われ、全会一致により可決されました。動議の主な理由は次のとおりです。

- 1 昨年6月からの理由に加え、前副議長に関する問題点、議会運営がスムーズにできないこと。
- 2 地方自治法第101条3項に基づき、市長に臨時議会の招集を請求する際、会期日程を遅らせるような行動が見られたことに対する不信感。
- 3 本市以外の地域において、発言を行う際、市民の代表としての発言よりも独自の発言が目立ち、4回の辞職勧告にもかかわらず、行動及び発言に反省が見られない。

暑中お見舞い申し上げます

平成27年盛夏 塩竈市議会議員一同

公職選挙法の規定により、議員は選挙区内で、答礼のための自筆によるものを除き、暑中見舞いを出すことが禁止されております。

市民の皆様のご理解をお願いいたします。

常任委員会 傍聴のお知らせ

常任委員会は、申込みを行うことにより傍聴することができます。一般傍聴人の定員は7人となっています。傍聴人は、「委員会傍聴に関する留意事項」を厳守して傍聴していただくこととなります。申込み手続は次のとおりです。

記

- 受付時間は、委員会開会時刻の1時間前からの30分間
- 受付場所は、市役所議会事務局（3階）

※ 申込者が定員を上回る場合は抽選となります。詳しくは議会事務局議事調査係までご連絡ください。

電話 355-6793 まで

常任委員長

報告

6月定例会において、議案13件が各常任委員会に付託され、慎重に審査が行われました。

委員長報告の要旨は次のとおりです。



総務教育常任委員会

委員長 伊勢 由典

◎議案第48号、50号、第52号及び第53号、第55号、第58号議員提出議案第7号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

「塩竈市個人情報保護条例の一部を改正する条例」についての要望意見」

○特定個人情報情報については、現行条例では、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」や「法人等に関する情報」に含まれる役員に関する情報」が個人情報から除かれている。

改正後はこれらの事業・役員情報も個人情報に含まれることになることから、今後関係機関との連携のもと情報の流出等により市民生活に影響を及ぼすことがないように、セキュリティ対策に万全を期されたい。

「塩竈市浦戸ステイ・ステーション条例」について
○浦戸ステイ・ステーションは浦戸の魅力を生かすこと、人口交流や定住促進に係る事業や浦戸の自然を生かした子供たちの体験学習の場等、施設の有効活用積極的に取り組まされたい。



民生常任委員会

委員長 西村 勝男

◎議案第51号及び第53号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

「一般会計補正予算要項意見」

○健康増進事業は、これまで母子宮頸がん及び乳がん検診の無料クーポン券の配布等により、がん検診の受診を促してきたが、それに加え、今後は、新たな検診方法の導入などにより、利便性の高い仕組

みの構築についても検討を深められ、市民が安心して暮らせるまちづくりの推進に一層取り組まされたい。



産業建設常任委員会

委員長 小野 絹子

◎議案第53号、第54号及び第59号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

「一般会計補正予算要項意見」
○海岸通地区震災復興市街地再開発事業については、地権者からの同意が得られるよう引き続き取り組まれるとともに、今後も人件費や資材費などの建設コストの上昇が懸念されていることから、様々な補助メニューの活用などに取り組み、一層、努力を重ねられたい。

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会 中間報告

委員長 志賀勝利

去る2月定例会において、本特別委員会に100条調査権が付与されたことに伴い、4回にわたる証人喚問が行われました。

第1回（平成27年4月15日）

産業環境部環境課の担当者

を証人として喚問し、まず、浦戸地区ガレキ収集運搬業務について尋問が行われました。同証人からは、平成23年10月の運搬数量が積み込み数量の2倍を超えた数量になっていたことについて、忙しさに紛れ間違った、との答弁がなされました。また、申請書類が整わないことを理由に寄せ集められた危険解体家屋の処理については、所有者が立会いを希望したかどうかにより、瓦れき処理と解体の区分けが行われたことが判明しました。

また、小委員会では、今後の課題として、外部監査の導入に係る発言がなされました。

第2回（平成27年5月22日）
災害復旧連絡協議会の元役員4氏及び東北重機工事(株)代表取締役を証人として喚問しましたが、災害復旧連絡協議会の元役員4氏は、宣誓を拒否されました。元事務局長への尋問では、事務局が収集したデータに基づき、下請け企業に対し連絡協議会が作成した内訳明細書で支払いが行われていたことが判明しました。市は請求内容を綿密に確認せずに、信頼関係のもと支払い

をしていたこととなります。

第3回（平成27年6月15日）

宮本産業(株)代表取締役、(有)中沢組代表取締役、(株)清野工務店代表取締役を証人として喚問しました。プレスCと言われる有価物について尋問があり、これは空き缶をプレスしたスクラップに使う名称であるが、取引量が多いことから、中身は鉄骨であるが、より価格が高いプレスCで買

取られた、との答弁がありました。

第4回（平成27年6月16日）

前産業環境部長、前環境課長、本市議会議員を証人として喚問しました。前産業環境部長への尋問では、業務の決裁を行う際、一部の書類に自らが捺印していなかったことが判明しました。前環境課長への尋問では、危険家屋解体に係る寄せ集めが誰の責任で行われたのか明確になりませんでした。

本特別委員会では、災害復旧連絡協議会並びに浦戸地区において業務を請け負った12社の代表者に関係書類の請求を行いました。請求の根拠となる機械や作業員の明細を提出しなかった3者を塩釜警察署長に告発いたしました。

討 論

6月26日の本会議において、議案第48号、請願第4号及び議員提出議案第9号について討論が行われました。

その概要は次のとおりです。

議案第48号 塩竈市個人情報保護条例の一部を改正する条例

反対討論 マイナンバー法は国が税や社会保障の個人情報を一元管理し徴税強化や社会保障費の給付抑制に使うものである。

しかし、日本年金機構から125万件もの個人情報が出たことから、100%情報漏えいを防ぐシステム構築は不可能であり、意図的に情報を盗み売買される恐れがあるばかりか、一度流出した情報は取り返しがつかない。また、情報が集積するほど攻撃の対象とされやすいなど市民にとって危険性の大きいものといえる。

特定個人情報とは、法によりその提供が制限されているが、今後、国と自治体との連携が進み利用が拡大すれば、個人情報を守られる保証はない。

また、個人情報保護条例は必要と考えるが、条例を定めても漏洩を防ぐシステムの構築は不可能である。以上のことから反対する。

賛成討論 今回の条例改正は、いわゆるマイナンバー法に基づき、塩竈市が保有することになる個人番号を含む特定個人情報等の取り扱いについて、その保護が条例に基づき適正かつ厳格に運用されることを目的に必要な改正を行うものである。

本条例改正が行われない場合、法に基づき保有される特定個人情報に基づき、本市条例に基づく個人情報保護の対象として明確に規定されず、市民の方々の個人情報の保護において著しく不利益な影響を及ぼすことになる。

個人情報の管理についても法律の規定によるものを除きその提供が禁止され、罰則も強化される。技術面での対策もインターネットとは異なる別回線により通信を行い、マイナンバーとは別の異なる符号により各機関がデータの照会を行い、そのデータも暗号化されるなど万全なセキュリティ対策が取られている。以上のことから賛成する。

請願第4号 「集团的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法の立法措置を行わないこと」を求めらる請願

反対討論

現在、核兵器や弾道ミサイルなど大量破壊兵器が拡散し、テロの脅威も深刻となっている。国民を守ることは政治の最重要課題で、す

き間のない安全保障体制が求められる。安保環境が厳しさを増す中、自衛の措置を突き詰めて議論した結果が昨年の閣議決定である。この決定では、自衛の措置発動の新3要件が定められ法案に明記されている。新3要件では、日本と密接な関係にある他国に対する攻撃が発生した場合でも、日本の存立が脅かされ国民の権利が根底から覆される明白な危険がある場合に限り自衛の措置をとることができる。

明白な危険とは、国民に日本が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかかな状況をいい、自衛権の発動は、国の存立を全うし、国民を守るためにほかに適当な手段がない場合のみであり、専守防衛、自国防衛に限ってのみ許され、海外

での武力行使を禁じた憲法9条の根幹は変えていない。以上のことから反対する。

賛成討論 本閣議決定は日本への武力攻撃がなくても、我が国と密接な関係にある他国への武力攻撃があれば、自衛隊による武力行使を可能にしている。武装した自衛隊が戦闘地域で攻撃対象となり、戦闘行為に巻き込まれることは明らかで、国民は他国の戦争に巻き込まれるのではないかと懸念を抱いている。これは政府の行為によって戦争の惨禍が起こることのないよう決意した憲法の平和主義を根本から否定するものである。

6月4日の衆議院憲法審査会で参考人として出席した3人の憲法学者が、いずれも安全保障関連法案は違憲であると表明している。また、6月22日の衆議院安保法制特別委員会での参考人質疑では、元内閣法制局長官が集团的自衛権の本質は他国防衛であり、恣意的で過剰な武力行使を招く危険があると述べている。

戦争法案反対の声は世論調査においても過半数を上回っており、法案の反対や撤回を求める議会も増加している。以上のことから賛成する。

議員提出議案第9号 人種差別を扇動するヘイトスピーチに対する法整備を求める意見書

反対討論

ヘイトスピーチ自体には反対だが、現在の日韓関係を考えると、数年前の良好な関係を壊したのは韓国政府の反日感情を煽る政策によるものであり、これがヘイトスピーチに繋がったものと考え

える。日本にとって一番近い外国である韓国と、将来にわたり友好関係を築くためには、本国内での法整備に加え、韓国国内での反日政策を中止するよう求める活動が必要だと考える。以上により反対する。

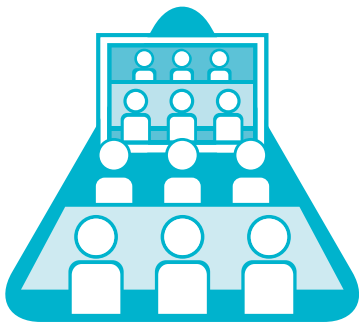
意見書

○今定例会で可決された意見書は次のとおりです。

▼「復興・創生期間」における東日本大震災復興交付金の自治体一部負担について見直しを求める意見書

▼人種差別を扇動するヘイトスピーチに対する法整備を求める意見書

▼塩竈市港町地区に進出予定の汚染土壌処理会社に対する地区住民への説明会等の取組に関する意見書



市政に対する 一般質問

市政に対する一般質問は、6月23日、24日の2日間に8人の議員が行いました。ここでは質問の中から2つ取り上げて、その要旨を掲載しています。なお、各議員が行った質問の項目も掲載しています。



自由民主の会

阿部 かほる

シニアが生き生きと活躍できる地域社会「再雇用の推進」を

議員 退職後の人生を健康寿命の延伸を図りながら、安定した老後と生涯現役で社会参加できる環境を整えることは時代の要請である。

多くのキャリアを積んでられた人達はまちの隠れた宝であり、この素晴らしいキャリアを活かす方法として「シニアバンク」を創設し、分野ごとに登録、再雇用の推進に取り組んでいただきたいと思うが、見解を伺いたい。

市長 シニア世代のノウハウを活用するための人材バンク、キャリアバンクの創設については、現在塩釜市シルバー人材センターが一定程度の役割を担っていると考えている。シニア世代を今後どのような形でさまざまな業務に受け入れたらいいかということについては、継続検討しているところであるが、まだ明確な

方向性が策定できずにいる。まち・ひと・しごとの中でも大切な課題であるので、あわせて検討していきたい。

子育て世代に選ばれる子育て環境の充実を

議員 この4月から子ども・子育て支援制度が発足した。子育て世代が住みたいまちと思うのは子育て環境の充実したまちである。

これから始まる海岸通地区復興再開発事業の中で認定こども園を設置し乳幼児保育、病後時保育、子育てに関する相談室等、子育ての悩みを軽減し、働く母親のニーズに応



しおがま子育て支援センター

える施策が必要である。駅に近く、立地条件もよく周辺自治体、特に待機児童の多い仙台市の子育て世代が移り住めるまちとして再生する試みは如何か。

市長 海岸通1番2番地区市街地再開発事業では準備組合の段階から事業計画の策定の中で分譲マンション建設にあわせて駅前保育所の開設を検討した経過がある。

準備組合は5月31日に本組合が正式に発足し、定住人口増加につながるようさまざまな角度からまちづくりの検討を進めている。

その中で子育て支援施設を整備し、その整備によってまちづくりによいような効果を発現できるか多面的に検証を始めていくところである。

病後児保育まではその検討の中には入っていないかったと認識している。今後、議会からの提案も組合に報告し、どのような子育て支援ができるか真摯に取り組んでいきたい。

その他の質問項目

- ① 地域交通路線の拡充
- ② 塩釜駅周辺交差点の改善
- ③ ふるさと納税の活用 など



日本共産党
塩釜市議団

伊勢 由典

国民健康保険事業は

議員 日本共産党市議団は3

回にわたり国民健康保険税の減税を求めてきた。この間国民健康保険の引き下げは平成24・26・27年度で一世帯当たり合計1万8004円の減税が行われた。党市議団は国民健康保険税の引き下げ条例は賛成してきた。党市議団が実施したアンケートでは「国民健康保険税が非常に高い」「特に本市は高い」等の意見が寄せられた。次の見解を伺いたい。

①平成27年6月現在の国民健康保険税財政調整基金の残高について②国民健康保険税の更なる減税について。

市長 ①専決補正後における次年度の国等への返還金等を除いた実質の基金残高は約8億円である。平成26年度末における見込み額7億5000万円より9500万円多い状況である。②過去4年で3回



子ども医療費受給者証



子ども医療費の 中学生の外来拡充を

の引き下げを行い加入者の負担軽減を図った。今後は、平成26年度の国保会計の収支決算を取りまとめられていることに加え、平成27年度の税率引き下げ後の国民健康保険税本賦課や医療給付の動向等、一年間の運用状況を見据えた上で、国民健康保険税の適切な水準の維持に努めたい。

議員 市民運動と議会の取り組みで子ども医療の拡充が実現した。党市議団は昨年12月議会と今年2月議会会で子ども医療費で外来の中学生の助成

- その他の質問項目
- ① 本町仮設店舗解体は
 - ② 新清水沢団地歩道バリアは
 - ③ 道路復旧工事は
- など

拡充を求めてきた。若年層の定住政策上でも重要な課題である。党市議団アンケートの子育て支援の項目でも「中学3年生まで医療費助成を」等の意見が寄せられた。定住政策上次の点が重要と考えるが本市の見解を伺いたい。①これまで実施してきた子ども医療費拡充の検証について②中学生医療費外来拡充について。市長 ①平成26年度に拡充した小学4年～6年生までの外来分は、助成件数が8783件で助成額は1817万3000円を見込んでいます。子どもの健康維持と子育て世帯の経済的負担軽減に貢献できた。②中学1年～3年生まで拡大した場合の助成金は年間1300万円程と推計している。平成25年度以降の子ども医療費拡充の財源には「ふるさとしおがま復興基金」を活用しているが限度があるので新たな財源確保が喫緊の課題である。まずは現制度の安定化を図り医療費助成費並びに財源を総合的に勘案し検討する。

市政に対する一般質問



日本共産党
塩竈市議団
曾我ミヨ

錦町災害公営住宅NEW しおナビ100円バスの 路線拡充についての検討は

議員 NEWしおナビ100円バスについては、路線の拡充に対する市民の強い要望があり、2月議会では全会派の賛成で「100円バスの拡充を求める請願」が採択された。

特に、新年度から錦町災害公営住宅への入居が開始され、入居者から「毎日の生活のために、一日も早く100円バスの運行を実現させてほしい」という要望がある。「NEWしおナビ100円バス」の運行について、どのような検討を行っているのか。また今後の見直し等について伺いたい。

市長 錦町地区災害公営住宅の環境整備として、西塩釜駅通路利用者のためのエレベーター設置を図っていく。このことにより「NEWしおナビ100円バス」より便数が多く、北回りや南回り双方が利用できる南町側の「しおナビ

100円バス停」の利便性が高まると考えている。「NEWしおナビ100円バス」の現状は、2時間で3コースを周回している。ルートを変更すると2時間を超え、利便性の低下も懸念されることから、今後要望の趣旨にどのような形で応えることができるか検討してまいりたい。

西塩釜駅の通路 利用専用エレベーター設置を

議員 これまでの議会会で「西塩釜駅の通路利用のためのエレベーター設置」について求めてきた経過がある。これに対して市は「東日本大震災復



西塩釜駅

興交付金事業の効果促進事業を活用して取り組む」という考えを示してきた。その後、具体的にはどのような取り組みが行われているのか、建設に向けて今後どう取り組もうとしているのか、そして、いつごろまでかかるのか等見通しについて伺いたい。

市長 エレベーターの設置は、高齢者や障がい者、妊産婦、小さなお子様連れの方々の利便性に著しく貢献できるものと考えている。現在、その実現に向け、復興交付金事業の災害公営住宅に係る効果促進事業を活用する中で、宮城復興局から指導をいただいている。今後は復興庁の認可に向け手続きを進めていく。また、自由通路については、JRとの管理協定に基づき本市とJR双方で維持管理を行っていること、駅舎と接する構造物であること等から整備にあたってはJRとの十分な協議、合意のもと進めていく必要がある。今後も協議・調整を重ね設置に向け取り組んでいく。

- その他の質問項目
- ① 塩釜港の振興策は
 - ② 離島災害復旧は
 - ③ 税務行政は
- ほか



市民クラブ

志賀 勝利

市長のモットーと する公明正大とは

議員 平成24年9月定例会で、市長は倫理観や正義感、または真理をどのように捉えているか、との質問をさせていただいた。その答弁では「どのような意味で質問されたのかよく理解できないが、市長というものは公平であるべきである」としている。水産加工向けの8分の7補助金事業関係で最後に決定したアラ処理施設への15億円は、国産原料の50%以上使用という実現不可能な要件により、結果として1社のみの申し込みとなった。その決定後、市はこの要件の変更を農水省に申し入れしているが、公平と言えるのか。

市長 市役所は市民への最大のサービス産業であり、私も職員と一丸となり法令遵守と公平性・透明性・競争性を心がけ、公明正大を貫き、市民

本位の市政運営に取り組んでいる。

産業環境部長 水産庁の指導要綱に基づき、国産水産物を50%以上使うことについて当初から説明しており、国産の定義については、以前にも市内の水産加工場等からの廃棄物は、国産であるとの答弁をしてきている。

委託業務における 信頼関係とは

議員 委託業務、特に東日本大震災復旧・復興調査特別委員会瓦れき処理に関しての信頼関係について伺いたい。100条委員会設置後、不

透明であった事実関係が明らかになってきている。当局では、履行確認にあたり、下請けの日報や帳簿を確認しておらず、今までの調査特別委員会の質問においても、何度も委員から、検収するにあたって、しっかりとチェックをしたのかとの問いに対して、佐藤市長は信頼関係に基づいて支払いをしていると回答してきている。この信頼関係とはどのようなものなのか。

市長 事業の実施に伴う業務委託契約については、法令に基づき入札方式を決定し契約を締結している。また、事業の性質や目的が競争入札に適合しない場合や緊急性が高い場合など一定の条件のもと、特定の相手方と契約ができる随意契約が認められている。発注者と受注者は対等な立場で合意に基づき契約を締結し、信義則に従い業務を適正に遂行するよう努力している。



浦戸地区瓦れき撤去業務

産業環境部長 業務報告書等により、履行の確認をしている状況にある。

その他の質問項目
① 水産業の振興は
② 水産加工業の振興は
③ 商業の振興は など



市民クラブ

菊地 進

政治姿勢は

議員 震災後市長は、第5次長期総合計画と震災の復旧・復興は車の両輪のごとく推進していくと決意を述べられていたが、復旧・復興は整備されつつあり、市民生活も落ち着いてきている。

一方では復旧・復興には国の復興交付金を初め多額の補助制度が活用されているにもかかわらず、市民生活に充実感、達成感が感じられないとの市民の声もある。

また、長期総合計画は市民と行政が一体となって築く目標であり、その目標を具体的に表現し、実施していくことが長の責務と考えるが、市長の見解を伺いたい。

市長 長期総合計画については、現在、職員を挙げてその実現に向け努力しており、また、その重点事業については、市民の代表の方々や学識経験

者、長期総合計画に関わった方々に評価いただく機会を設けている。

この評価委員会に出席された方には、その概要についての理解と一定程度評価をいただいていると考えている。今後も長期総合計画の実現に向け努力してまいりたい。

老老介護の実態 と行政の役割は

議員 本市の高齢化率については30%を超えている状況にあるが、老老介護を初めとして、介護のために家庭や家族が犠牲になることのないよう



塩竈市西部地区地域包括支援センター

福祉の充実を図る必要がある。単身や2人世帯の高齢者を行政としてどのように手厚く支援していくのか、見解を伺いたい。

市長 高齢者が高齢者を介護する状況で両者の年齢が65歳以上の場合に老老介護と呼ばれる。本市において2人暮らしの高齢者世帯が占める割合は、平成27年3月末現在で2739世帯、11・9%となっており、1年前より81世帯増加している。このうち、どちらか一方が介護認定を受けている世帯は、527世帯で全世帯の2・3%となっている。老老介護の場合は、高齢者の家族だけで継続的に介護を行うこととなり、介護する側が体調不良になったときに介護者の代役がないなど、介護の負担も大きいものとなる。

- その他の質問項目
- ① 親亡き後の福祉施設整備は
 - ② 重度障害者自立支援は
 - ③ 不登校対策は
- など



さいせいクラブ
田中徳寿

水道事業の企業債の状況は

議員 水道事業決算書において、次の数値が同額と考えているが、状況を伺いたい。

- ① 資本的収入及び支出の1款 1項 企業債の決算額
- ② 水道事業剰余金計算書の企業債受入額
- ③ 企業債の概況の本年度借入高
- ④ 企業債明細書の当年度額
- ⑤ 決算監査意見書の水道事業会計において資本的収入及び支出における資本的収入の企業債

市長 企業債決算額と借入高企業債明細の金額については差異が発生している。繰越事業が発生し企業債を2カ年に分けて借入をする場合、それぞれの年度の決算書では、企業債決算額や借入高の数値はそれぞれの年度の借入額を計上する一方、繰り越した年度の企業債明細書には2カ年分の発行額を合計し記載するこ

市政に対する一般質問



塩竈市水道部

とが企業会計のルールである。災害復旧事業では、資本的企業債のほか現状復旧のための収益的企業債を発行する場合、企業債明細書や借入高には収益的企業債を含めた発行総額を明記するが、資本的収入の決算額は資本的企業債のみの計上となる。今後わかりやすく表記していきたい。

基金の運用状況は

議員 基金の残高と運用状況について、平成27年3月末と5月末において、どのような状況となっているのか伺いたい。また、基金は5月末

の閉鎖日には、どのような取り扱いを行う仕組みなのか。
市長 本年5月末日における基金残高は、総額313億99万465円となっている。内訳は、復興交付金基金や庁舎建設基金、カメイ子どもの夢づくり基金など使途の限定された基金が、全体の96・5%を占め、年度間の財政調整を目的とする財政調整基金は3・5%となっている。各基金は、出納閉鎖日となる5月末日を運用の満期日としており、運用先から資金を引き上げた後、各事業の財源とするための取り崩しや、基金の積み立てなどの最終調整を行っている。満期を迎え、最終調整を行った基金の運用については、同日付けで新たに運用を行っており、安全かつ有利な運用方法を検討し、運用期間や運用先等を決定している。

財政課長 一般会計の繰りかえ運用は1件、190億円であり、金融機関等への預託運用は15件、123億99万465円となっている。

- その他の質問項目
- ① 地方債発行償還のしくみは
 - ② 地方債残高確認の仕組みは
 - ③ 市立病院の入札は
- など



公明党
浅野敏江

子どもの貧困対策は

議員 生まれ育った環境によって将来を左右されない社会を目指し制定された「子どもの貧困対策推進法」は今年で2年を迎えた。同法は保護者の経済格差がもたらす子どもの「貧困の連鎖」を断ち切り、教育の機会均等などを総合的に推進している。

平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らしている18歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は、日本において16・3%で、6人に1人が貧困となっているが、本市の現状と対策について伺いたい。

市長 子どもの貧困率に係る国民生活基礎調査では市町村別の調査結果は公表されておらず、本市における子どもの貧困率は把握できない状況にあり、全国の比率を参考に対策に取り組んでいる。



子育て支援課

貧困対策については、子育て支援として、母子・父子家庭に対する児童扶養手当の支給や医療費助成事業のほか、教育支援として、要保護・重要保護児童生徒援助事業など横断的な取組を行っている。今後とも民生委員等と連携し子どもを取り巻く良好な環境づくりを目指していきたい。

空き家法の施行に伴う対応は

議員 本年5月に施行された「空き家等対策の推進に関する特別措置法」では、倒壊のおそれ、衛生上著しく有害、景観を損ねる、生活環境が保

たれない等、いずれかに該当する場合に「特定空き家」と指定され、立ち入り調査や撤去、修繕の指導勧告、命令が可能になる。これにより、防災や衛生面等、地域に深刻な影響を及ぼしていた空き家問題の解消に向け、具体的な対応が可能となったが、本市における空き家の状況と今後の対応について伺いたい。

市長 本市の空き家については、昨年度の調査によれば、406軒が確認されており、そのうち老朽化が進み地域に影響を及ぼすと思われるものは31戸となっている。

今後は、「特定空き家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針」に基づき、31戸の空き家を対象に、特定空き家等に該当するかどうかの判断に向けた再調査を早急に行うとともに、特定空き家の所有者に対し必要な措置を行うよう指導・勧告を行い老朽空き家の解消に取り組んでまいりたい。

その他の質問項目

- ① 放課後児童クラブは
 - ② 仲卸の現状と課題・対策は
 - ③ 発達障害は
- など



公明党

小野 幸男

地方創生戦略の推進は

議員 地方創生について、各自治体には、地域の実情を踏まえた「地方版総合戦略」の作成が努力義務として課せられて

いる。市長は施政方針の中で、人口減少の克服と地方創生の課題解決を図り、ふるさと塩竈の未来を創造していくと述べている。市長が描く地方創生の具体的なビジョンと基本目標の設定・重要業績評価指標の設定について伺う。

市長 本市では、総合戦略策定に全庁的な体制で取り組み始めている。現段階の基本的な考え方は、まず策定に当たり国・県の総合戦略と連携を図るとともに地域の特徴を生かした独自性のあるものにしていく。基本ビジョンは人口減少の克服と定住人口を確保し、定住促進の基盤と雇用確保を長期ビジョンとしてまいりたい。基本目標は住環境の

整備、産業基盤の創出と雇用の確保、安心して産み育てられる子育て環境の整備、高齢者が元気に生活できる地域社会の構築、広域行政のさらなる推進の五つの柱を掲げている。重要業績評価指標はこの施策事業と関連づけて策定していくが、主要な指標として人口動態と産業・経済の振興を押し量る指標の設定を考えている。

公園環境は

議員 子どもの遊び場としてみられてきた公園も、少子高齢化に伴い、高齢者の利用が



清水沢公園

増えている。現在、公園の遊具は老朽化によりかなり古いものが多くなっている。本市では、経年劣化による事故の未然防止のため危険と判断された遊具を撤去する作業が行われたが、高齢者向け健康遊具の設置など、遊具撤去後の整備方針について伺いたい。

市長 公園遊具の点検は国の指針に基づき毎年一回、有資格者による精密点検を実施し、危険度が高いと判定された場合は撤去を行っており、現在は不具合のある箇所はないと考えている。市営住宅の公園遊具の点検は、職員の目視による確認と入居者からの情報提供などで対応しているが、今後一般公園と同様に有資格者による点検を行い、一層安全管理を徹底していきたい。今後の公園整備については、高齢者向けに新たな健康遊具等の設置を含め、町内会や地域の意見を伺いながら、健康づくりにも配慮して市民が安心して集い、楽しめるよう管理に努めてまいりたい。

その他の質問項目

- ① 読書環境の整備は
 - ② 生活困窮者対策は
 - ③ 交通安全対策は
- など

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会へ 100条調査権を付与し、実態解明に向け調査

「これまでの経過」

東日本大震災からの復旧・復興事業は、市民の皆様方の多大なるご理解とご協力のもと、塩竈市や関係者の不撓不屈の精神により、進められてきましたが、その最中、常任委員協議会や新聞報道、議会報告会等において、瓦れき処理に関する塩竈市災害復旧連絡協議会等への委託業務に関する問題が取り上げられ、塩竈市議会では、事実確認のため、議員全員による東日本大震災復旧・復興調査特別委員会を開催し、市当局及び関係者から事情聴取と資料提出を求め、調査を行って参りました。

しかし、様々な制約により、通常の特別委員会での所管事務調査では、事実確認が極めて困難な状況となりました。塩竈市議会は、塩竈市の行政活動が常に民主的かつ効率的に行われているかを調査・監視する責務と使命を担っており、これまで、東日本大震災復旧・復興調査特別委員会において調査を進めてきまし

た付議事件2「東日本大震災に係る災害廃棄物処理の委託状況について」は、不明な問題を徹底的に究明するとともに、市民に対する明確な説明責任を果たす義務があることから、地方自治法第100条に規定する調査権を発動し、

(1) 浦戸地区ガレキ分別作業に関する事項

(2) 浦戸地区危険家屋解体業務に関する事項

(3) 浦戸地区ガレキ収集運搬業務に関する事項

(4) 有価物（鉄スクラップ並びに高価な非鉄金属類）の発生から処分までに関する事項の4つの調査事項について調査を行って参りました。

15名の関係人に対し、証人喚問を行い証言を求め、また塩竈市他12者に対し、記録提出を請求し、真相究明に向けた調査を行って参りました。

その結果、記録の提出拒否を行った関係人3者を、地方自治法第100条第9項の規定により宮城県塩釜警察署長へ告発し、告発書が受理されました。

特別委員会・小委員会の開催状況

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会開催状況（100条調査権付与後）

回数	開催日時	会議に付した事件
第18回	平成27年 3月19日	100条調査の進め方について
第19回	3月25日	小委員会委員の選任等について
第20回	3月31日	小委員会中間報告について
第21回	4月 3日	記録の提出要求について
第22回	4月 8日	小委員会中間報告について（証人喚問及び記録の追加提出要求について）
第23回	4月 8日	小委員会中間報告について（記録・資料の提出について）
第24回	4月15日	証人喚問及び記録の追加要求について
第25回	4月28日	①記録提出について ②証人喚問について
第26回	5月12日	①証人喚問について ②記録の提出について
第27回	5月22日	証人喚問について
第28回	5月27日	記録の追加要求について
第29回	6月 3日	①証人喚問について ②記録の提出について
第30回	6月15日	①証人喚問について ②記録提出期限の延長について
第31回	6月16日	証人喚問について
第32回	6月24日	①証人喚問について ②調査における問題及び課題整理と調査報告について
第33回	6月26日	証人喚問の日程変更に係る取扱いについて
第34回	6月29日	東日本大震災に係る災害廃棄物処理の委託状況について
第35回	7月 1日	証人喚問について
第36回	7月 9日	①証人喚問について ②小委員会中間報告について ③特別委員会報告書骨子案について
第37回	7月16日	①証人喚問について ②東日本大震災に係る災害廃棄物処理の委託状況について ③100条委員会調査報告書について

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会廃棄物処理業務等に関する小委員会

回数	開催日時	会議に付した事件
第1回	平成27年 3月25日	①小委員会委員長の互選について ②小委員会副委員長の互選について
第2回	3月31日	①小委員会の進め方について ②記録・資料の提出について ③参考人の召致、証人喚問、尋問事項、質問事項について
第3回	4月 7日	証人喚問及び記録の追加提出要求等について
第4回	4月 8日	記録・資料の提出について
第5回	4月14日	証人喚問及び記録の追加要求について
第6回	4月21日	①今後の調査特別委員会の進め方 ②証人喚問について ③記録の追加提出要求について
第7回	4月28日	①記録の提出について ②証人喚問について
第8回	5月12日	証人喚問及び記録の提出について
第9回	5月19日	証人喚問の進め方について
第10回	5月26日	①証人喚問の総括について ②今後の進め方について
第11回	6月 2日	①証人喚問について ②記録の提出について
第12回	6月 9日	①証人喚問について ②記録の提出について
第13回	6月17日	①証人喚問総括及び調査報告に向けた今後の流れについて ②記録の提出について ③証人喚問について
第14回	6月23日	①証人喚問について ②調査における問題及び課題整理と調査報告について
第15回	7月 1日	①証人喚問総括について ②調査における問題及び課題整理と調査報告について
第16回	7月 6日	100条委員会調査報告書について
第17回	7月 9日	証人喚問について

100条 委員会とは

100条委員会は、通常の質疑応答や調査等では事実関係が判明できない場合等、議会から委員会へ地方自治法第100条に規定されている調査権を委任されることにより、地方公共団体の事務に関する調査を行います。

100条調査権は関係人の出頭や証言、記録の提出を請求することができる。同条第10項の規定に基づき団体等に対し照会をし又は記録を請求できます。

調査の実効性をあげるために、正当な理由がなく出頭や証言、記録の提出を拒否した場合、あるいは虚偽の陳述を行った場合には、罰則規定があります。



調査概要

「記録提出請求」
東日本大震災復旧・復興調査特別委員会の調査のため、次の関係人から記録の提出を求めました。

- 1 塩竈市長
- 2 塩竈市災害復旧連絡協議会
代表精算人
- 3 塩釜建設協議会 会長
東華建設株式会社
代表取締役
- 4 東北重機工事株式会社
代表取締役
- 5 株式会社千葉鳶
代表取締役
- 6 株式会社晃信建設
代表取締役
- 7 和田電気工事株式会社
代表取締役
- 8 株式会社宮本工務店
代表取締役
- 9 株式会社豊島
代表取締役
- 10 株式会社鈴木工務店
代表取締役
- 11 有限会社東松島建設
代表取締役
- 12 塩釜地区資源化
事業協同組合 代表理事

「証人喚問」

また、審議中の事件の調査のため、地方自治法第100条第1項の規定により出頭請求した証人は次のとおりです。

- 13 元塩竈市災害復旧連絡協議会 会長
- 外部監査人
- 税理士法人 阿部会計事務所 代表社員・社員
- 第7回（H27・7・16）
塩竈市産業環境部環境課 前課長補佐兼環境企画係長
- 第1回（H27・4・15）
塩竈市産業環境部 環境課 技術主任
- 第2回（H27・5・22）
元塩竈市災害復旧連絡協議会 会長・副会長・事務局長・事務局 代表取締役
- 第3回（H27・6・15）
宮本産業株式会社 代表取締役
- 有限会社中沢組 代表取締役
- 株式会社清野工務店 代表取締役
- 第4回（H27・6・16）
塩竈市産業環境部 前部長・前環境課長 議員
- 第5回（H27・7・1）
前塩竈市会計管理者
- 第6回（H27・7・9）
元塩竈市災害復旧連絡協議会

問題点等

東日本大震災復旧・復興調査特別委員会の調査による問題点等については次のとおりです。

- 「調査事項の問題点」
- 1 宣誓拒否や記録の未提出、提出期限の延長等、塩竈市災害復旧連絡協議会の不誠実な対応と、市当局のさまざまな書類管理について。
 - 2 越の浦の一次仮置場における伝票の発行がないさまざまな管理体制。
 - 3 有価物の自社処分に係る対応の妥当性。
 - 4 浦戸解体家屋72件の寄せ集め処理の妥当性。
 - 5 市当局からの特定の書類に日付が未記入である問題。
 - 6 市当局の事務手続き上の決裁に係る責任の所在の問題。
 - 7 震災発生後の環境課における適正な人員配置と人員補充。
 - 8 塩竈市災害復旧連絡協議会総会の報告と通帳又は出納簿の内容との不整合。
 - 9 寄せ集めた解体家屋の支払いに期日を要したことに関し、会計課と環境課における証言の不一致。
 - 10 支払等における過誤や不適切な会計処理に係る適正な処理や結果報告、外部監査の導入の検討。
 - 11 災害時の適切な事務・業務体制の不備。
- 塩竈市議会において、37回開催された東日本大震災復旧・復興調査特別委員会、その小委員会についても17回にわたる調査・検討を行うなど、本件の全容解明に向け懸命に努力を重ねてきました。
- 必ずしも全ての真相を解明するには至らず、捜査権を付与されていない100条委員会の限界も感じさせられることも多かったのですが、100条調査権付与前には必ずしも明確でなかった事実が次々と明らかとなり、大きな成果を得ることができております。
- 地方自治法第100条の調査特別委員会での様々な事実経過とこれまでの中間報告の内容を踏まえ、市当局は本市議会の指摘に対し適切な措置を講じていただきたい。
- 塩竈市議会としても二元代表制の一翼を担う機関として、自らの身を正し、厳しく市政のチェックを行って、市民の皆様方の生活の充実と福祉の向上に努めていくことを改めて確認し、今後も努力してまいります。
- なお本調査の最終報告は、後日お知らせいたします。

議案等賛否一覧表

○：議案等に対して賛成 欠：欠席
×：議案等に対して反対 〃：議長は採決に加わりません

会議名	議案番号 件名	会派名 議員氏名											市民クラブ					政策の会	審議結果	
		公明党	自由民主党	市民会	日本共産党	産党	党団	志賀勝利	菊地進	志子田吉晃	鎌田礼二	伊藤栄一	佐藤英治	田中徳寿						
6月臨時会	議員提出議案第4号 記録の提出拒否に対する告発について	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	原案可決
	議員提出議案第5号 記録の提出拒否に対する告発について	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	原案可決
	議員提出議案第6号 記録の提出拒否に対する告発について	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	原案可決
6月定例会	議案第48号 塩竈市個人情報保護条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	欠	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議案第49号 塩竈市市税条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議案第50号 東日本大震災による被災者に対する市税の減免に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議案第51号 東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議案第52号 塩竈市浦戸ステイ・ステーション条例	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議案第53号 平成27年度塩竈市一般会計補正予算	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議案第54号 平成27年度塩竈市下水道事業特別会計補正予算	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議案第55号 工事請負契約の一部変更について	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議案第56号 工事請負契約の締結について	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議案第57号 工事請負契約の締結について	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議案第58号 工事請負契約の締結について	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議案第59号 公有水面の埋立てに関する意見の答申について	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議員提出議案第7号 塩竈市証人等の実費弁償に関する条例	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
	議員提出議案第8号 「復興・創生期間」における東日本大震災復興交付金の自治体一部負担について見直しを求める意見書	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決
議員提出議案第9号 人種差別を扇動するヘイトスピーチに対する法整備を求める意見書	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	
議員提出議案第10号 塩竈市港町地区に進出予定の汚染土壌処理会社に対する地区住民への説明会等の取組に関する意見書	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原案可決	

請願

審議された請願は2件で、1件が採択、1件が不採択となりました。
審議結果の詳細は次のとおりです。

○採択としたもの

▼塩竈市港町地区に進出予定の汚染土壌処理会社に対する地区住民への説明会等の取組に関する請願

○不採択としたもの

▼一集团的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法の立法措置を行わないこと」を求める請願

表彰

平成27年6月17日、東京・日比谷公会堂で開催されました、第91回全国市議会議長会定期総会において、次の方々
が表彰状を授与されました。

(議員在職40年以上)

小野 絹子

(議員在職20年以上)

伊勢 由典

定例会傍聴のお知らせ

定例会は、年4回（2月・6月・9月・12月）開催されています。

本会議は、一般に公開され、どなたでも傍聴できます。傍聴をされる方は、市役所（本庁）4階の傍聴席へお気軽においでください。

なお、傍聴の際に、携帯電話をお持ちの方は、電源を切ってから入室をお願いいたします。

詳しくは、議会事務局まで。
（電話）35516793

編集後記

連日暑さが続いており、いかががお過ごしでしょうか。議会だより200号をお届けいたします。

6月定例会では復興関連を中心とした16議案が可決成立しました。

今後、市民の皆様のご意見を伺いながら、その負託にこたえるべく、本市の復興とさらなる発展に向け、なお一層取り組んでまいります。

議会報編集委員会

委員長 阿部かほる

副委員長 伊勢 由典

委員 浅野 敏江

委員 志賀 勝利